

平成18年9月号



服部社会保険労務士事務所  
労働保険事務組合服部労務管理センター  
服部行政書士事務所  
**服部事務所だより**

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5  
電話 : 0859-33-8594 FAX :0859-33-8775  
e-mail : [hattori@sea.chukai.ne.jp](mailto:hattori@sea.chukai.ne.jp)  
<http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>

平成18年度の社会保険標準報酬月額が決定しました。  
また、9月分(同年10月納付分)から、厚生年金保険の保険料率が改定されます。  
これらに伴って9月分(翌月控除の事業所は10月分)より、  
社会保険料の控除額が変更となります。ご注意ください。



### 健康保険料率上限 10%に

厚生労働省は、2008年度から健康保険料の料率上限を年収の10%まで引き上げます。これは、政管健保8.2%、組合健保3%~9.5%と定められている現在の料率を共に3%~10%にするというもので、政管健保については08年10月からの全国健康保険協会への運営移管、およびその1年後に行われる「都道府県単位での料率設定」を踏まえたものとなっています。今般の医療制度改革で、08年度から毎年の健康診断と保健指導が義務付けられたのを受け、健保組合の財源確保を目的とした措置といえます。

### パート労働者への厚生年金適用拡大、 政府試算発表

政府は、パート労働者への厚生年金の適用拡大に関する厚生労働省の試算を発表しました。これによると、サラリーマンの妻(41歳)が月8万円の賃金で20年働いた場合、保険料負担が月額で約5,700~7,300円新たに加わりますが、年金受給額は約8,600円増加します。自営業者の妻となると、自己負担している保険料(国民年金)が折半となるうに受給額が増えることにもなります。政府は早ければ

2009年の実施を目指していますが、経済界からの反発は厳しいと予想されます。なお、現在のパート労働者数は約1,266万人(2005年)です。



### 中央省庁で働く国家公務員の

平均残業時間は月 38.9 時間

東京・霞が関の中央省庁で働く国家公務員の残業時間が平均月38.9時間であることが、22組合(約1万人)で組織する霞が関国家公務員労働組合共闘会議の調べでわかりました。昨年の調査結果から4時間減りました。省庁別では、旧厚生省職員で組織する「全厚生」が月91.6時間で最も多く、旧労働省職員で組織する「全労働」が月79.2時間で続きました。